

○厚生労働省告示第四百六号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第九条第一項の規定により、試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十一月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

登録 番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業 所の所在地	試験検査の区 分	廃止の日
六四	一般社団法人 三重県薬剤師 会	三重県津市島崎町三 百十二番地の一	三重県津市島崎町三 百十二番地の一	理化学試験	平成二十六年 四月三十日